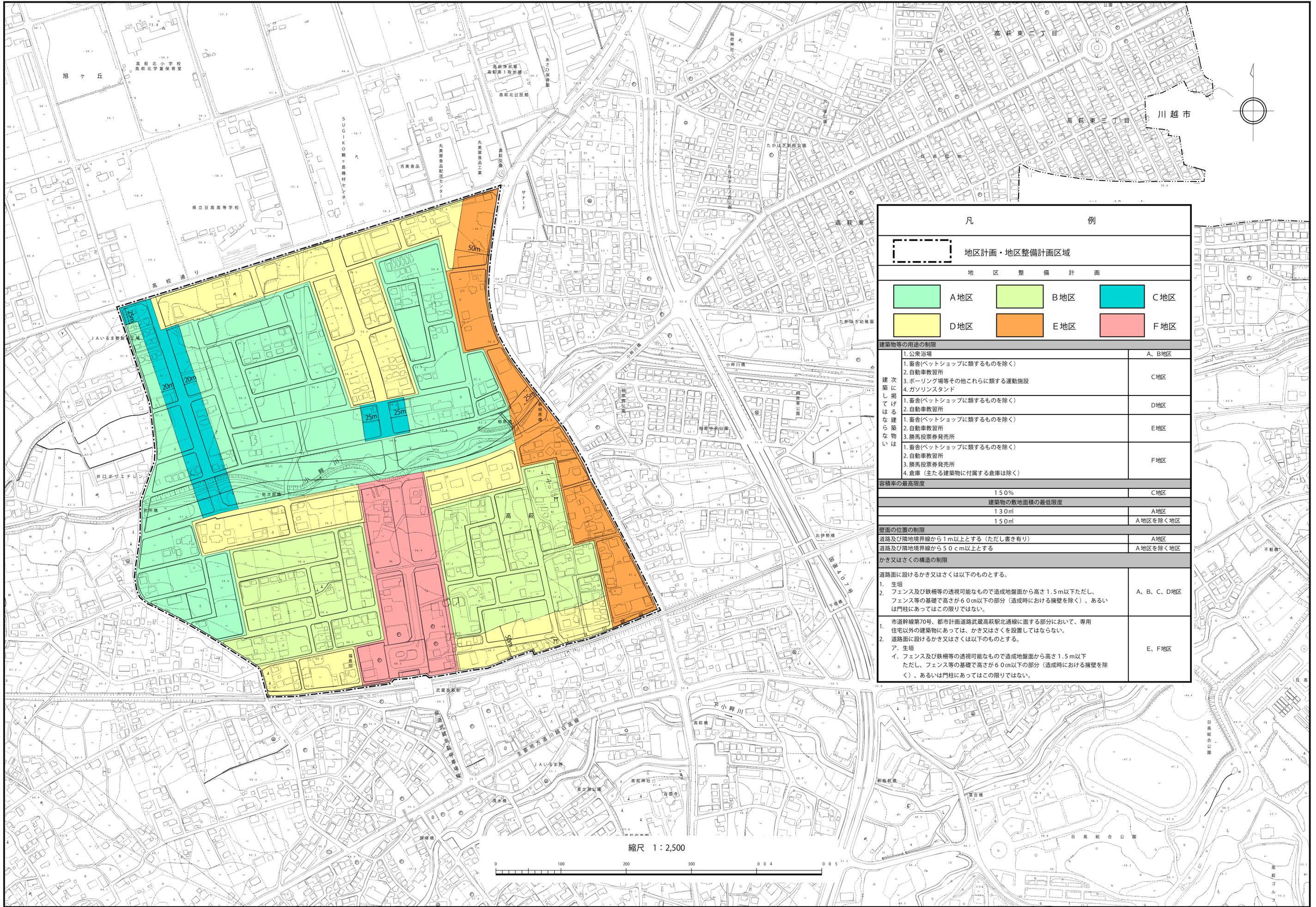


計画図(地区整備計画図 建築物等に関する事項) 武蔵高萩駅北地区



凡 例		
	地区計画・地区整備計画区域	
地区整備計画		
	A地区	
	B地区	
	C地区	
	D地区	
	E地区	
	F地区	
建築物等の用途の制限		
建築し得る建物は	1. 公共浴場 1. 畜舎(ペットショップに類するものを除く) 2. 自動車教習所 3. ホーリング場等その他これらに類する運動施設 4. ガソリンスタンド	A, B地区 C地区
建築し得る建物は	1. 畜舎(ペットショップに類するものを除く) 2. 自動車教習所	D地区
建築し得る建物は	1. 畜舎(ペットショップに類するものを除く) 2. 自動車教習所 3. 勝馬投票券発売所	E地区
建築し得る建物は	1. 畜舎(ペットショップに類するものを除く) 2. 自動車教習所 3. 勝馬投票券発売所 4. 倉庫(主たる建築物に付属する倉庫は除く)	F地区
容積率の最高限度		
150%	C地区	
建築物の敷地面積の最低限度		
130㎡	A地区	
150㎡	A地区を除く地区	
壁面の位置の制限		
道路及び隣地境界線から1m以上とする(ただし書き有り)	A地区	
道路及び隣地境界線から50cm以上とする	A地区を除く地区	
かき又はさくの構造の制限		
道路面に設けるかき又はさくは以下のものとする。	1. 生垣 2. フェンス及び鉄柵等の透視可能なもので造成地盤面から高さ1.5m以下ただし、フェンス等の基礎で高さが60cm以下の部分(造成時における擁壁を除く)、あるいは門柱にあつてはこの限りではない。	A, B, C, D地区
市道幹線第70号、都市計画道路武蔵高萩駅北通線に面する部分において、専用住宅以外の建築物にあつては、かき又はさくを設置してはならない。	2. 道路面に設けるかき又はさくは以下のものとする。 ア. 生垣 イ. フェンス及び鉄柵等の透視可能なもので造成地盤面から高さ1.5m以下ただし、フェンス等の基礎で高さが60cm以下の部分(造成時における擁壁を除く)、あるいは門柱にあつてはこの限りではない。	E, F地区

縮尺 1:2,500

